

住居表示の届出について

旭川市では住みよいまちづくりの一環として、より分かりやすい住所を表すため「住居表示制度」を進めています。

住居表示実施区域（裏面のとおり）において、建築物を新築又は改築する場合などには「旭川市住居表示に関する条例」により住居番号の付定・変更・廃止の手続きが必要となりますので、必ず届出して下さい。

（住居番号が決まらないと、転居届等を出すことができません。）

※「付定」とは、建物に住居番号を付けることです。

1 届出の時期

建築確認申請後、建築物の新築・改築・解体完了までの間、又は転居届の前に届出をして下さい。届出用紙は窓口を用意してあります。

なお、届出は代理人（建築業者等）でもできます。

2 提出書類

- 配置図等、敷地と建築物との位置及び玄関からの通路がわかる図面。
- 土地が分合筆されている場合は、地積測量図の写し。

3 届出先

市民生活部 市民生活課 市民生活係

（市役所総合庁舎6階）

電話 0166-25-5150（直通）

4 通知書の交付

届出をしていただくと、後日新しい住居番号をお知らせする通知書と、「住居番号板」を郵送により送付します。

届出が必要な区域

(令和4年11月21日現在)

- 2～9条西全域
- 秋月各条全域
- 曙各条全域
- 曙北各条全域
- 神楽各条全域
- 神楽岡各条全域
 - ※10条7丁目の一部を除く
- 神居1～7条1～18丁目
 - ※7条18丁目の一部を除く
- 神居8条1～17丁目
 - ※8条11・12丁目の一部を除く
- 神居9条1～10丁目
- 亀吉各条全域
- 川端町各条全域
- 旭神各条全域
 - ※1条4丁目、2条1丁目の一部を除く
- 金星町各丁目全域
- 工業団地各条全域
- 春光各条全域
- 春光台1～4条1～6丁目
- 春光台5条1～5丁目
- 新屋町1～5丁目
- 新富各条全域
- 末広1・2条1～15丁目
- 末広3～6条1～12丁目
 - ※6条10・11丁目の一部を除く
- 末広7条1～6丁目
 - ※7条4～6丁目の一部を除く
- 末広東各条全域
- 住吉各条全域
- 高砂台各丁目全域
 - ※1丁目の一部を除く
- 台場各条全域
- 忠和各条全域
 - ※1条4丁目の一部を除く
- 東光1～9条1～10丁目
- 東光10～14条1～9丁目
- 東光15条2～9丁目
- 東光16条3～9丁目
- 東光17・18条4～9丁目
- 東光19～21条5～9丁目
 - ※21条7丁目を除く
- 東光22条5・6丁目
- 東光23～25条6丁目
- 豊岡各条全域
 - ※10・11条4丁目、16条8丁目を除く
 - ※15条8丁目の一部を除く
- 永山1～6条1～24丁目
- 永山7・8条1～21丁目
 - ※7・8条18丁目の一部を除く
- 永山9条1～16丁目
- 永山10条1～15丁目
- 永山11条1・2丁目
- 永山12条1・2丁目、3丁目の一部
- 永山13条2・3丁目
- 永山14条3丁目
- 永山北1～4条6丁目
- 永山北1～3条10丁目
- 西御料各条全域
- 東各条全域
- 東旭川北各条全域
- 東旭川南各条全域
 - ※1条4丁目の一部を除く
- 物流団地1～2条1丁目
- 緑が丘東各条全域
- 緑が丘南各条全域
- 南が丘各丁目全域
- 南6条通17丁目、18丁目の一部
- 南7条通17丁目、18丁目の一部
- 宮下通3丁目の一部
- 宮下通4～6丁目
- 宮下通7～16丁目の一部
- 宮前1条1～4丁目
- 宮前2条1～3丁目

※上記区域は住居表示を実施している区域です。詳細は市民生活係で確認願います。